

2025年1月1日

寄付金の税額控除について

社会福祉法人さつき福祉会
理事長 鴨井健二

皆様にはいつも多大なご支援をいただき、誠にありがとうございます。また毎年、さつき福祉会に対してたくさんのご寄付をいただいておりますことを心から感謝致します。

2025年1月1日より、さつき福祉会への寄付は「寄附金特別控除（税額控除）」の対象ではなくなりました。何卒ご理解のほどよろしくお願い致します。所得控除については引き続き今後も受けられますので、これまで通りご支援ほどよろしくお願い致します。